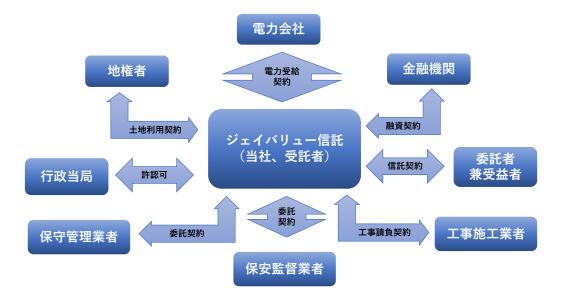
再生可能エネルギー発電事業の信託スキーム

信託の対象となる財産の種類

- ① 金銭
- ② 動産(太陽光・風力・バイオマス等の再生可能エネルギー発電設備、変電設備及び送電線等)
- ③ 事業用地の利用権(所有権、地上権、賃借権、地役権等)
- ④ 売電料債権



スキーム概要

- ① 当社は、委託者との金外信託契約に基づき、委託者より信託財産として金銭をお預かりします。
- ② 当社は、地権者との間で土地が利用できる契約を締結します。
- ③ 当社は、行政当局から発電事業の実施に必要な許認可、承認等を受けます。
- ④ 当社は、電力会社、工事施工業者、保安監督業者、保守管理業者と必要な契約を締結します。 また必要に応じて、金融機関から融資を受けます。
- ⑤当社は、工事完工及び電力会社への連系後に、発電設備の引き渡しを受けます。
- ⑥当社は、電力受給契約に基づき、電力会社へ売電を行い、その対価として売電料を受け取ります。 また関係当事者への費用・対価、または元利金の支払いを行います。
- ⑦当社は、受益者に信託配当を支払います。

対象となる委託者兼受益者

再生可能エネルギー発電所又は再生可能エネルギー発電事業に係る権利を保有 する法人、再生可能エネルギー発電事業への投資を行う法人および個人

再生可能エネルギー発電事業の信託スキームの委託者兼受益者のメリット

- ・発電事業の事業性を評価した、長期・低利の資金調達ができる可能性があります。
- ・発電事業に関する業務負担の軽減が図られます。
- ・将来的に事業を売却する際に、受益権を譲渡するだけで容易に売却できます。
- ・信託勘定内の会計・税務は委託者兼受益者に反映されます。

本件信託スキームのご利用には当社所定の審査が必要となります。 詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

ジェイバリュー信託株式会社 営業部 Tel 03-6551-2621/Fax 03-6551-2633